

福島市空家等除却支援事業補助金の手引き

1. 補助の対象者（次の各号の全てに当てはまる者）

（１）１年以上使用実態のない空家等の所有者等（※１）（企業や法人を除く）

※１ 所有者については、「法定相続人、その他の法定代理人」を含みます。

（２）建替えを伴う空家等の除却の場合、移住者（県外）、新婚世帯、子育て世帯のいずれかであること

（３）共有名義や所有権以外の権利の設定がある場合、同意があること

（４）空家等の所有者と土地の名義人が異なる場合、同意があること

（５）市税に滞納のないこと

（６）暴力団やその関係者でないこと

2. 補助の条件等

（１）特定空家等（※２）であること

※２ 特定空家等チェックリストの「１ 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある」状態の調査項目のうち、３項目以上該当しており、近隣に悪影響を及ぼしている建築物のことをいいます。なお、「基礎に不動沈下がある」「柱が傾斜している」の調査項目のみ、１項目で該当とします。

（２）管理不全空家等（※３）であること

※３ 管理不全空家等チェックリストの「①保安上危険に関して参考となる基準」の調査項目のうち、３項目以上該当しており、近隣に悪影響を及ぼしている建築物のことをいいます。

（３）建替えを伴う空家等（※４）であること

※４ 実績報告日から１年以内に申請者自らが居住するための新築工事を行うことをいいます。

（４）本市に住所を有する解体工事業等の事業者（建設業許可または福島県知事登録の事業者に限る。）に請け負わせるものであること

（５）交付決定前に除却の契約を行っていないこと

（６）予算の範囲内において交付するものであること

3. 補助金の額

①特定空家等 上限１５０万円（補助率：５分の４ 千円未満の端数切捨て）

なお、補助金の額は、「解体工事業等の事業者を支払った額」もしくは

「国土交通大臣が定める標準除却費により算定した額」のいずれか低い方の額です。

【参考】特定空家等を除却した場合の計算方法

・ 木造家屋で延床面積 50 ㎡

事業者を支払った額が 200 万円の場合

$$(a) 200 \text{ 万円} \times \frac{4}{5} = 160 \text{ 万円}$$

$$(b) 50 \text{ ㎡} \times @36,000 \times \frac{4}{5} = 144 \text{ 万円}$$

⇒(b)144 万円が補助額です

・ 非木造家屋で延床面積 50 ㎡

事業者を支払った額が 200 万円の場合

$$(a) 200 \text{ 万円} \times \frac{4}{5} = 160 \text{ 万円}$$

$$(b) 50 \text{ ㎡} \times @51,000 \times \frac{4}{5} = 204 \text{ 万円}$$

⇒上限額の 150 万円が補助額です

②管理不全空家等 上限 20 万円（補助率：2 分の 1 千円未満の端数切捨て）

③建替えを伴う空家等 上限 90 万円（補助率：2 分の 1 千円未満の端数切捨て）

4. 工事の内容

○空家等を除却し、更地にする工事

※敷地内の樹木の伐採や家財道具、機械または車両等の動産の運搬及び処分に要する費用は対象外となります。

※現在、居住や使用している建築物と同一敷地内の空き家は対象外となります。

5. 募集件数

(1) 特定空家等 1 件程度（申請多数の場合は危険度の高い状態から対象）

(2) 管理不全空家等 7 件程度（申請多数の場合は危険度の高い状態から対象）

(3) 建替えを伴う空家等 1 件程度（先着順）

6. 受付について

交付申請書の受付前に、建築物が補助対象（特定空家等または管理不全空家等）になるか否か、現地確認を行います。建築物の状態と近隣に及ぼす悪影響などを総合的に判断し、補助対象と判定した建築物のみ受付を行います。申請を予定される方は、都市計画課へ事前相談をお願いいたします。

①事前相談期間（※建替えを伴う空家等の除却の場合は不要です。）

〇令和 8 年 8 月 3 日（月）～ 8 月 31 日（月）

②交付申請書受付

〇令和8年9月1日（火）より

※「特定空家等」及び「管理不全空家等」の除却にかかる交付申請書は、補助対象者のみ受付を行います。

7. 事業完了期間

〇令和9年2月26日（金）

8. 提出書類

（1）事前相談時（※建替えを伴う空家等の除却の場合は不要です。）

- ①立入同意書
- ②空き家の位置図
- ③空き家の外観写真（3枚程度）

（2）交付申請時

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④土地及び家屋の登記事項証明書
- ⑤見積書の写し（工事内容及び業者名がわかるもの）
- ⑥位置図及び間取り図
- ⑦除却を行う空家等の外観写真
- ⑧完納証明書（課税のない者は課税証明書または滞納がない旨を説明した理由書）
- ⑨資力に関する申出書（※建替えを伴う空家等の除却の場合は不要）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

例）相続登記未了の場合、相続関係図・戸籍謄本・空き家の解体に関する同意書 等

（3）実績報告時

- ①実績報告書
- ②収支決算書

③契約書の写し

④請求書の写し及び領収書の写し

⑤除却の状況が分かる写真（施工中・完了）※交付申請時と同一方向から撮影したもの

⑥その他市長が必要と認める書類

※「建替えを伴う空家等の除却」については、新築工事完了後、速やかに家屋の登記事項証明書の提出をお願いします。その後、現地確認を行います。

9. 注意点

○事前相談が無い場合は、特定空家等及び管理不全空家等の除却補助の対象外となります。

○実績報告書提出後、完了検査のため、現地確認を行います。

○除却によるトラブルに関して、市は一切関知いたしません。

○除却に伴う法的手続きが必要な場合、適切に手続きをしてください。

○申請者以外が手続きを行う場合は、「委任状」（任意様式）が必要となります。

- ・「福島市における空家等対策に関する連携協定団体」に所属する民間事業者
または空家等の除却を請け負う民間事業者に限ります。

○工事内容等を変更する場合は、事業計画変更申請書を提出し、承認を受けてください。

10. その他

○現地確認の結果、特定空家等または管理不全空家等と判断された場合、所有者は危険な部分の適正な管理に努めるようお願いいたします。